第94回 神戸市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価書点検部会の 実施結果について (報告)

神保高国第 2206 号 令和元年 9 月 10 日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

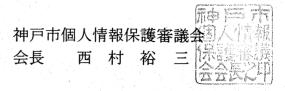
記

「国民健康保険事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) <特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則 第一号)第7条第4項に関して>

担当:保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課



神戸市長 久 元 喜 造 様



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき,令和元年9月10日付け神保高 国第2206号により諮問のありました下記の事項について,次のとおり答申します。

記

「国民健康保険事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) <特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則 第一号)第7条第4項に関して>

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については,特段の問題は認められないので, 妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。



神保高国第2175号令和元年9月17日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造

諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

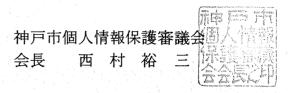
「国民年金事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) <特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則 第一号)第7条第4項に関して>

担当:保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課





神戸市長 久 元 喜 造 様



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和元年9月17日付け神保高国第2175号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「国民年金事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) <特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則 第一号)第7条第4項に関して>

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、 妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。